

第3回静岡県 医療審議会	資料 2	議題 2
-----------------	---------	---------

地域医療連携推進法人の認定

一般社団法人ふじのくに社会健康医療連合（静岡市葵区北安東）から、地域医療連携推進法人の認定申請があったため、医療法第70条の3第2項及び第70条の19第2項の規定により県医療審議会の意見を伺うものである。

地域医療連携推進法人の認定

1 概要

一般社団法人ふじのくに社会健康医療連合から、医療法第70条の2に規定する地域医療連携推進法人の認定申請があったため、同法第70条の3第2項及び第70条の19第2項の規定により、県医療審議会における意見聴取を行うものである。

<申請の概要>

名 称	一般社団法人ふじのくに社会健康医療連合
代表者の氏名	田中 一成
主たる事務所の所在地	静岡県静岡市葵区北安東四丁目27番1号
医療連携推進区域	静岡市
医療連携推進業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医師の確保及び交流 ・医療従事者の資質向上に関する共同研修 ・医療連携推進方針に沿った連携を推進するための参加法人間の調整

2 地域医療連携推進法人制度の趣旨

地域医療連携推進法人は、医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、質の高い医療を効率的に提供することにより、地域医療構想を達成するための一つの選択肢として平成29年度に創設された制度である。

複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保する。

令和3年2月1日現在、全国で21法人が認定されている。(これまでに、本県での認定はない。)

<地域医療連携推進法人制度活用する効果・メリット>

区分	項目	内容
法制度上	病床融通	病床過剰地域においても、地域医療構想の達成のために必要な病床融通を参加法人間で行うことが可能
	資金貸付	参加法人に対する資金貸付が可能
	出資	法人は一定の要件により介護サービス等を行う事業者に対する出資が可能
法人運営上	患者紹介・逆紹介の円滑化	カルテの統一化、重複検査の防止、スムーズな転院
	共同購入	医薬品・医療機器等の共同購入による経営効率の向上
	医療従事者の再配置	法人内の病院間において、医療従事者を適正に配置することが可能。

3 地域医療連携推進法人認定基準

- ・医療法第70条の3第1項第1号～第20号に掲げる基準を満たすこと
- ・医療法第70条の4に掲げる欠格事由に該当しないこと

<認定に対する適合状況>

(1) 運営に関する要件（医療法第70条の3第1項第1号～第4号）

認定要件	申請者の状況	適合状況
1 医療連携推進業務を行うことを主たる目的とすること	事業比率 100%	適
2 医療連携推進業務を行うのに必要な経理的基礎及び技術的能力を有すること	・財務基盤の明確化 ・経理処理・財産管理の適正性 ・技術、専門的人材や設備等の能力の確保	適
3 社員、理事、監事、職員等の関係者に対し特別の利益を与えないこと	利益供与なし	適
4 医療連携推進業務以外の業務を行う場合には、当該業務を行うことによって医療連携推進業務の実施に支障を及ぼすおそれがないこと	おそれなし (定款第6条)	適

(2) 医療連携推進方針に関する要件（医療法第70条の3第1項第5号）

認定要件	申請者の状況	適合状況
必要事項を医療連携推進方針に記載していること ・医療連携推進区域 ・参加法人が当該区域において開設する病院等の機能分担及び業務連携に関する事項 ・当該事項の目標に関する事項 ・運営方針・参加法人に関する事項	記載有 (資料2-2)	適

(3) 定款に関する要件（医療法第70条の3第1項第6号、第7号、第9号、第12号、第14号～19号）

認定要件	申請者の状況	適合状況
1 医療連携推進区域を定めていること	定款第4条	適
2 社員は、参加法人及び地域において良質かつ適切な医療を効率的に提供するために必要な者に限ること	定款第7条	適
3 社員の資格の得喪に関して、医療連携推進目的に照らし、不当に差別的な取扱いをする条件その他の不当な条件を付していないこと	定款第8条、 第12条～第14条	適
4 営利を目的とする団体又はその役員と利害関係を有することにより社員総会の決議に不当な影響を及ぼすおそれがある者を社員等としないこと	定款第9条、第25条	適

5 代表理事を1人置いていること	定款第23条	適
6 理事会を置いていること	定款第30条	適
7 以下の要件を満たす地域医療連携推進評議会を置くこと ・診療に関する学識経験者の団体の代表、学識経験者、医療・介護を受ける立場にある住民代表等をもって構成されること ・法人に対し、必要な意見を述べること ・業務の実施状況について評価を行い、社員総会及び理事会において意見を述べるができること。	定款第36条、第37条	適
8 参加法人が重要事項を決定するに当たって、あらかじめ、法人に意見を求めなければならないこと	定款第11条	適
9 認定取消処分を受けた場合、一月以内に贈与すること	定款第55条	適
10 清算をする場合において、残余財産を国等に帰属させること	定款第56条	適

(4) 議決権に関する要件（医療法第70条の3第1項第8号、第10号、第11号）

認定要件	申請者の状況	適合状況
1 病院等を開設する参加法人の数が2以上であり、病院等を開設する参加法人の議決権の合計が介護事業等に係る施設又は事業所を開設等する法人の議決権の合計を超えること	下表のとおり	適
2 社員は、各1個の議決権を有すること		適
3 参加法人の有する議決権の合計が社員総会の議決権の過半数を占めていること		適

<社員の構成>

	区分	法人名等	医療機関名等	議決権数
参加法人	病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人	①地方独立行政法人 静岡県立病院機構	静岡県立総合病院	1
		②独立行政法人地域医療機能推進機構	桜ヶ丘病院	1
	介護事業等に係る施設等を開設等する法人	—	—	—
その他の社員		—	—	—
議決権総数③（①と②の合計）				2

病院等を開設する参加法人の議決権及び介護事業等法人の議決権の数	(病院開設等) 2 (①+②)	>	(介護事業等) 0
参加法人の議決権の社員総会における構成割合	1.0 [(①+②) / ③]	>	0.5

(5) 役員に関する要件（医療法第70条の3第1項第13号）

認 定 要 件	申請者の状況	適合状況
1 理事3人以上、監事1人以上であること	理事3人、監事1人	適
2 各役員について、本人、配偶者、三親等内の親族等が、役員総数の3分の1を超えて含まれないこと	本人のみ (親族関係を有する者無)	適
3 理事のうち少なくとも1人は、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体の代表者又は診療に関する学識経験者であること	医師2人	適

<理事・監事の氏名、所属・役職名>

	氏名	所属・役職名	医師等
理事	田中 一成	地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長兼 静岡県立総合病院院長	○
	内野 直樹	独立行政法人地域医療機能推進機構桜ヶ丘病院院長	○
	山口 重則	地方独立行政法人静岡県立病院機構副理事長兼 本部事務部長	—
監事	小坂 寿男	地方独立行政法人静岡県立病院機構 静岡県立総合病院事務部長	—

(6) 欠格事由について（医療法第70条の4）

区 分	事実の有無
①理事及び監事のうち、次のいずれかに該当する者の有無	無
イ 地域医療連携推進法人が医療連携推進認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該地域医療連携推進法人の業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの	無
ロ 医療法その他保険医療又は社会福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者	無
ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	無
ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）	無
②医療法第70条の21第1項又は第2項の規定により医療連携推進認定を取り消され、その取消しの日から5年を経過しないもの	無
③暴力団員等がその事業活動を支配するもの	無

※ 確約書により確認

4 代表理事の選定の認可（医療法第70条の19）

(1) 代表理事の氏名

田中 一成（たなか いっせい）

(2) 選定の理由

診療に関する学識経験者

※略歴については、資料2-4参照

医療連携推進方針

1 医療連携推進区域

静岡市

2 参加法人

- ・ 地方独立行政法人静岡県立病院機構
静岡県立総合病院
- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構
桜ヶ丘病院

3 理念・運営方針

(理念)

静岡県が進める地域医療構想の実現を図り、安心安全の地域医療を、将来にわたって安定的に確保することを目指す。

(運営方針)

- ・ 参加法人内の連携により確保、育成した医師の交流により、地域医療に貢献する志を持った医師が、継続的に連携推進法人内の病院で勤務する体制を構築し、将来を見据えた医療需要に対応できるよう業務の連携を進め、地域医療構想の実現を図る。
- ・ 参加法人の個性、特徴を活かした相互連携を進め、優秀な人材の育成や持続可能な経営を通じて地域に貢献する。
- ・ 参加法人は、公共の福祉のために、連携推進業務の推進を図る責任を負う。

4 病院等相互間の機能の分担及び業務の連携に関する事項及びその目標

- ・ 地域医療に貢献する志を持った医師の確保及び育成
医師確保策を推進する県行政との連携を強力に推進し、静岡県立総合病院における臨床に係る支援を通じて、地域医療に貢献する志を持った医師を確保、育成する。
- ・ 医師の交流
確保及び育成した地域医療に貢献する志を持った医師が、本県の地域医療に必要な医療を提供する病院間を交流することにより、静岡県の地域医療の確保に貢献する。

一般社団法人ふじのくに社会健康医療連合定款

第1章 名称及び事務所

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人ふじのくに社会健康医療連合と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を静岡県静岡市葵区北安東四丁目27番1号に置く。

2 本法人は、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本法人は、医療連携推進方針に基づき、医師の交流等を通じた医療機関相互間の機能の分化及び業務の連携を推進するために必要な医療連携推進業務を行い、地域医療構想の達成等に資することを目的とする。

(医療連携推進区域)

第4条 本法人の医療連携推進区域は、静岡県静岡市とする。

(医療連携推進業務)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 医師の確保及び交流
- (2) 医療従事者の資質向上に関する共同研修
- (3) 医療連携推進方針に沿った連携を推進するための参加法人間の調整
- (4) 前各号に附帯する一切の業務

(その他の事業)

第6条 本法人は、医療連携推進方針に沿った連携を推進するため、前条に掲げる事業のほか、次の事業を行う。

- (1) 医療連携推進業務に支障を及ぼすおそれがない範囲で実施する医療連携推進業務以外の業務

第3章 社員

(法人の構成員)

第7条 本法人は、医療連携推進方針に賛同する以下の法人等であって、次条の規定により、本法人の社員となった者をもって構成する。

- (1) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する法人
- (2) 本法人の医療連携推進区域において、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する個人
- (3) 本法人の医療連携推進区域において、医療従事者を養成する機関を開設する者
- (4) 本法人の医療連携推進区域において、医療に関する業務を行う地方公共団体その他医療連携推進業務に関する業務を行う者

(社員の資格の取得)

第8条 本法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を得なければならない。

2 本法人は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

(社員としない要件)

第9条 以下の者については、社員としない。

(1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員
の配偶者若しくは三親等以内の親族

(2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の配偶者若しくは三
親等以内の親族

(3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

(4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人

(5) 本法人退社の日から起算して3年を超えない法人又は個人

(6) 前各号に掲げる者に類するもの

(経費の負担)

第10条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(法人社員の責務)

第11条 第7条第1号の参加法人が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。

(1) 予算の決定又は変更

(2) 借入金（当該事業年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）の借入
れ

(3) 重要な資産の処分

(4) 事業計画の決定又は変更

(5) 定款又は寄附行為の変更

(6) 合併又は分割

(7) 目的たる事業の成功の不能による解散

(8) 理事会において別に定める事業等に係る重要事項

(任意退社)

第12条 社員は、社員総会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第13条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

(1) この定款その他の規則に違反したとき

(2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(社員資格の喪失)

第14条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第15条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第16条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分又は担保に供することに係る承認
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 社員総会は、定時社員総会として毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第20条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) その他法令で定められた事項

3 第1項の規定にかかわらず、解散の決議は、総社員の4分の3以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第23条 本法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上10名以内

(2) 監事 1名

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事及び監事を選任するに当たって、それに含まれる各役員の子族等の数は、役員の子族等の3分の1を超えてはならない。

3 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

4 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員としない要件)

第25条 以下の者については、役員としない。

(1) 本法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員若しくは当該役員の子族等若しくは三親等以内の子族

(2) 本法人と利害関係を有する営利事業を営む個人又は当該個人の子族等若しくは三親等以内の子族

(3) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利を目的とする団体の役員又は職員

(4) 本法人の参加法人と利害関係を有する営利事業を営む個人

(5) 前各号に掲げる者に類するもの

(役員の子族及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本法人を代表し、その業務を執行する。

3 代表理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

4 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。また、監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事の選定及び解職

(代表理事の選定及び解職の効力)

第32条 代表理事の選定及び解職は、静岡県知事の認可をもって、その効力を生じる。

(招集)

第33条 理事会は代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 地域医療連携推進評議会

(構成)

第36条 本法人に地域医療連携推進評議会を置く。

- 2 地域医療連携推進評議会は、医療又は介護を受ける立場にある者、診療に関する学識経験者の団体その他の関係団体、学識経験を有する者その他の関係者をもって構成する。
- 3 地域医療連携推進評議会の定員は、5人以内とする。
- 4 地域医療連携推進評議会の構成員は、社員総会において、第2項に掲げる者の中から選任する。

(権限)

第37条 地域医療連携推進評議会は、本法人が第11条の意見を述べるに当たり、本法人に対し必要な意見を述べることができる。

- 2 地域医療連携推進評議会は、参加法人が開設する病院等の機能分担及び業務連携の目標に照らし、本法人の業務の実施の状況について評価を行い、必要があると認めるときは、社員総会及び理事会において意見を述べるができる。
- 3 本法人は、前項の意見を尊重するものとする。

(開催)

第38条 地域医療連携推進評議会は、毎年6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第39条 地域医療連携推進評議会は、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 地域医療連携推進評議会の構成員は、代表理事に対し、地域医療連携推進評議会の目的である事項及び招集の理由を示して、地域医療連携推進評議会の招集を請求することができる。

第8章 資産及び会計

(資産)

第40条 本法人の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の資産
 - (2) 設立後取得した資産
- 2 本法人の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

(事業年度)

第41条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本法人は、毎事業年度終了後2箇月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表、

損益計算書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、資金調達の支援及び出資の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細書（以下「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。

- 2 本法人は、前項の貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、当該貸借対照表及び損益計算書を保存しなければならない。
- 3 本法人は、事業報告書等について、監事の監査を受けなければならない。
- 4 本法人は、財産目録、貸借対照表及び損益計算書について、公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の監査を受けなければならない。
- 5 本法人は、前2項の監事及び公認会計士等の監査を受けた事業報告書等について、理事会の承認を受けなければならない。

（事業報告書等の提出）

第44条 本法人の理事は、前条第5項の承認を受けた事業報告書等を社員総会に提出しなければならない。

- 2 本法人の理事は、前項の社員総会の招集の通知に際して、社員に対し、前条第5項の承認を受けた事業報告書等を提供しなければならない。
- 3 第1項の規定により提出された貸借対照表及び損益計算書は、社員総会の承認を受けなければならない。
- 4 本法人の理事は、第1項の規定により提出された事業報告書等（貸借対照表及び損益計算書を除く。）の内容を社員総会に報告しなければならない。

（公告）

第45条 本法人は、前条第3項の承認を受けた貸借対照表及び損益計算書を公告しなければならない。

（閲覧）

第46条 本法人は、次に掲げる書類を主たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

- (1) 事業報告書等、監事の監査報告書及び定款
- (2) 公認会計士等の監査報告書

- 2 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から5年間、事業報告書等（財産目録を除く。）、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を主たる事務所に備え置かなければならない。
- 3 本法人は、第1項の書類の写しを従たる事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 4 本法人は、社員総会の日から1週間前の日から3年間、事業報告書等（財産目録を除く。）の写し、監事の監査報告書の写し及び公認会計士等の監査報告書の写しを従たる事務所に備え置かなければならない。

（届出）

第47条 本法人は、毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書等、監事の監査報告書及び公認会計士等の監査報告書を静岡県知事に届け出なければならない。

（余剰金配当の禁止）

第48条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

(医療連携推進目的取得財産残額の算定)

第49条 代表理事は、毎事業年度、当該事業年度の末日における医療連携推進目的取得財産残額を算定し、財産目録に記載するものとする。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第50条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(効力)

第51条 この定款の変更は、静岡県知事の認可をもって、その効力を生じる。

(変更の届出)

第52条 本法人は、事務所の所在地又は公告の方法に係る定款の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を静岡県知事に届け出なければならない。

(解散)

第53条 本法人は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 社員の欠亡
- (4) 破産手続開始の決定

2 本法人は、総社員の4分の3以上の賛成がなければ、前項第2号の社員総会の決議をすることができない。

3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、静岡県知事の認可を受けなければならない。

(清算人)

第54条 本法人が解散したときは、破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本法人が解散した場合には、静岡県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

(医療連携推進認定の取消し等に伴う贈与)

第55条 本法人が医療連携推進認定の取消しの処分を受けた場合には、社員総会の決議を経て、医療連携推進目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該医療連携推進認定の取消しの日から1箇月以内に、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者（医療法第31条に定める公的医療機関の開設者をいう。以下同じ。）、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であって持分の定めのないものに贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第56条 本法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、国若しくは地方公共団体、公的医療機関の開設者、財団たる医療法人又は社団たる医療法人であつて持分の定めのないものに贈与するものとする。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 本法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、静岡県において発行する静岡新聞に掲載する方法により行う。

第11章 雑則

(雑則)

第58条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

附 則

1 本法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりである。

静岡県静岡市葵区北安東四丁目27番1号

地方独立行政法人静岡県立病院機構

東京都港区高輪三丁目22番12号

独立行政法人地域医療機能推進機構

2 本法人の設立時役員は、次のとおりである。

代表理事 田中 一成

理 事 田中 一成

理 事 内野 直樹

理 事 山口 重則

監 事 小坂 寿男

3 当法人の成立後の最初の事業年度は、当法人の設立の日から令和3年3月31日までとする。

4 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

5 この定款は、令和3年2月25日から施行する。

第3回静岡県 医療審議会	資料 2-4	議題 2
-----------------	-----------	---------

静岡県立病院機構田中理事長プロフィール

氏名 田中一成（たなかいつせい）

—

学歴・職歴

昭和50年3月京都大学医学部卒業

昭和51年7月静岡県立中央病院（注）内科医員

昭和54年4月京都大学大学院医学研究科博士課程

昭和58年9月米国Vanderbilt大学医学部生化学教室 Research Associate

昭和60年7月浜松医科大学内科学第二講座助手

平成元年10月浜松医科大学第二内科講師

平成5年4月京都大学医学部内科学第二講座講師

平成7年10月京都大学大学院臨床病態医科学講座臨床病態医科学助教授

平成11年5月国家公務員共済組合連合会新香里病院副院長

平成13年4月国家公務員共済組合連合会新香里病院病院長

平成15年4月国家公務員共済組合連合会京阪奈病院（現：枚方公済病院）病院長

平成25年4月地方独立行政法人静岡県立病院機構静岡県立総合病院病院長

平成26年4月地方独立行政法人静岡県立病院機構理事長兼静岡県立総合病院病院長

令和元年11月全国地方独立行政法人病院協議会会長

現在に至る

（注）昭和58年2月、静岡県立中央病院及び静岡県立富士見病院を廃止統合して、
静岡県立総合病院を開設

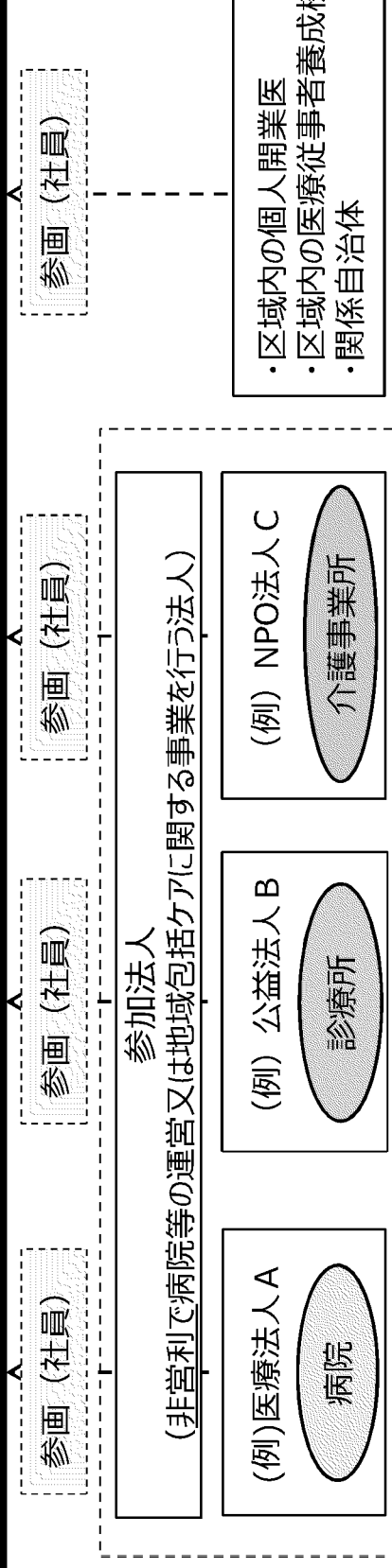
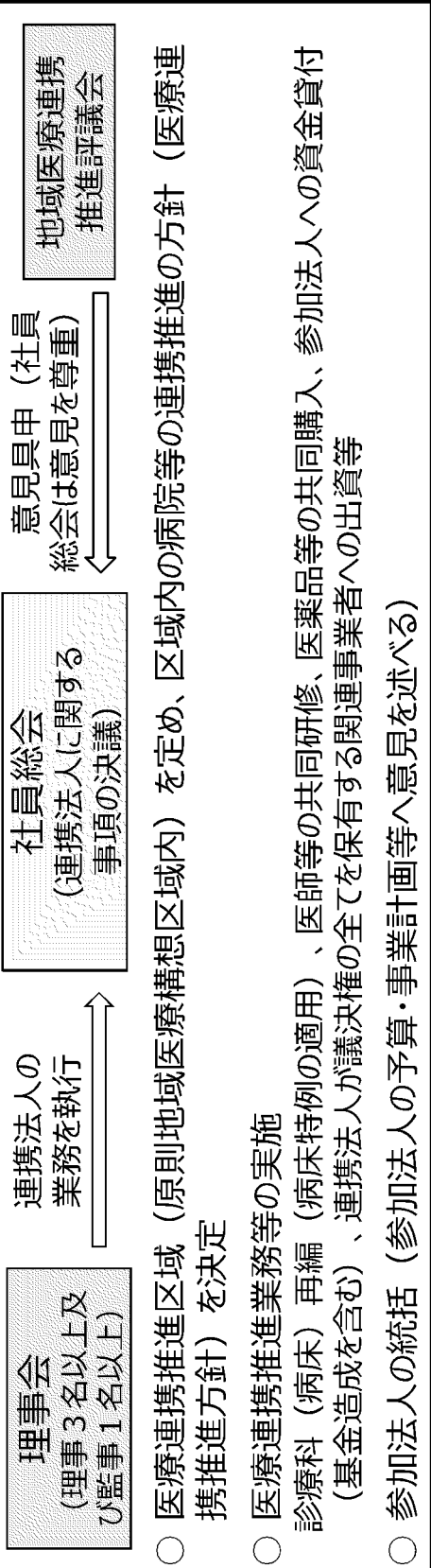
地域医療連携推進法人制度について（概要）

第3回特別開
医療審議会

議題
2-5
2

- ・医療機関相互間の機能分担及び業務の連携を推進し、地域医療構想を達成するための一つの選択肢としての、新たな法人の認定制度
- ・複数の医療機関等が法人に参画することにより、競争よりも協調を進め、地域において質が高く効率的な医療提供体制を確保

地域医療連携推進法人



- 一般社団法人のうち、地域における医療機関等相互間の機能分担や業務の連携を推進することを主たる目的とする法人として、医療法に定められた基準を満たすものを都道府県知事が認定
(認定基準の例)
 - ・ 病院、診療所、介護老人保健施設のいずれかを運営する法人が2以上参加すること
 - ・ 医師会、患者団体その他で構成される地域医療連携推進評議会を法人内に置いていること
 - ・ 参加法人が重要事項を決定するに当たっては、地域医療連携推進法人に意見を求めることを定款で定めていること